

概要版

第2次 穴栗市 男女共同参画プラン

計画期間

令和2(2020)年度～令和11(2029)年度



～自分が変わる、社会を変える～
一人ひとりを認めあい 支えあうまち しよう

令和2(2020)年3月
穴栗市

「男は強くなければ…」と悩みをだれにもいえずに一人で抱え込んでいる方はいませんか？

「女だから控えめにしなくては…」と遠慮している方はいませんか？

日常生活の中で「男だから…」「女だから…」と、多くの「当たり前」と思われていることに

きゆうくつ 窮屈な気持ちや疑問を感じたら、『男女共同参画』について考えてみませんか。

男女共同 参画社会 とは？

「男女共同参画って、何だか難しそう…」「自分には関係ないんじゃないかな？」
と思っていますか？

特に、「参画」という言葉はあまり聞き慣れないかもしれませんが、これは単に「参加」することではなく、計画や事業の立案、方針の決定等の「意思決定への参加」ということを意味します。

『男女共同参画社会』とは、「男女共同参画社会基本法」で「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

なぜ、男女共同 参画社会は 必要なの？

わが国の憲法には個人の尊重、男女の平等がうたわれています。しかし実際には、大切な意思決定の場に女性が加わっていなかったり、職場や家庭等、さまざまな場で男性の方が優遇されていると感じたりすることが、依然として多いようです。

また、人口減少や少子高齢化等、私たちの生活をめぐる状況が変化していく中で、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担にとらわれずに、だれもがあらゆる分野でそれぞれの個性と能力を発揮し、自分らしく生きることのできる社会づくりが必要となっています。男女共同参画社会の実現は、21世紀の日本の社会にとって最重要課題として位置づけられています。

男女共同 参画社会が 実現すると…

性別に関わらず、家事や
子育て、介護等をみんなで
分担できる



家庭

さまざまな意思決定の場で、
性別や年齢にとらわれず、
幅広い意見を反映できる



地域

性別にとらわれない
多様な生き方や、
選択ができることを学び、
それぞれの個性や能力を伸ばす
ことができる



学校

男女の均等な機会と待遇が
確保されるとともに、
ワーク・ライフ・バランスが
実現できる



職場

穴粟市の現状は？

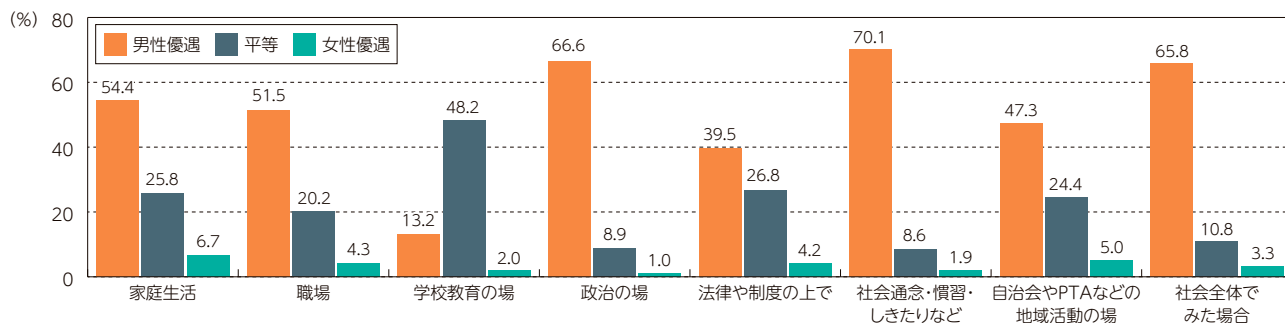
各分野における男女の平等感

【学校教育の場】では「平等」が高いけど、全体的に「男性優遇」が高いね。【政治の場】、【社会通念・慣習・しきたりなど】、【社会全体でみた場合】では、「男性優遇」が特に高いね。



■各分野における男女の平等感 (N=1,060)

※「N」はnumber of caseの略で、各設問に該当する回答者総数を表します。

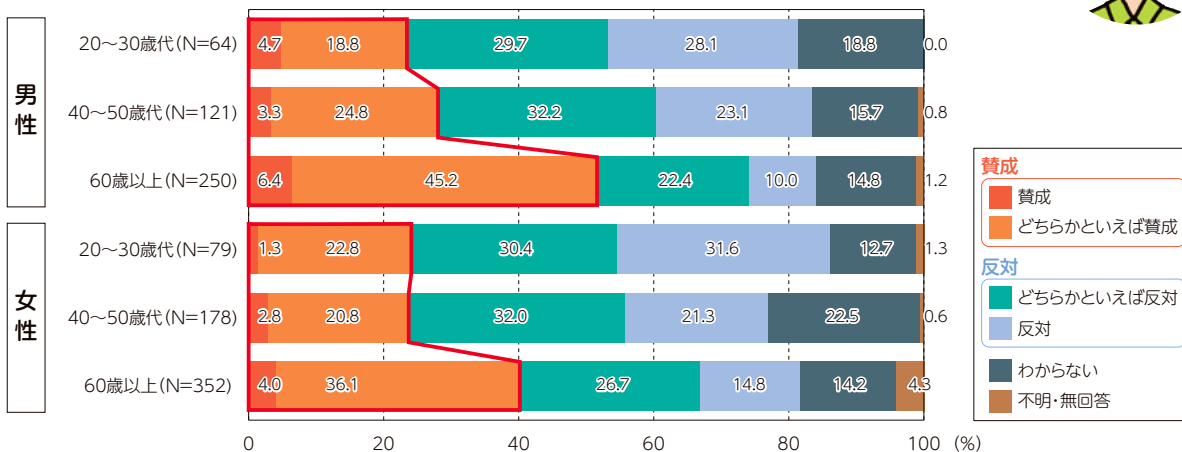


「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方

男性も女性も、年代が高くなるにつれて、「賛成」の割合が高くなる傾向があるね。



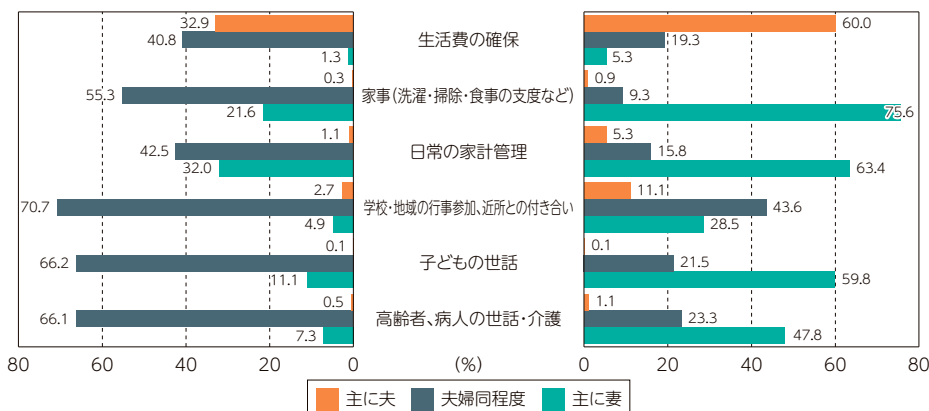
■「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



家庭での役割分担(理想と現実)

■理想の役割分担 (N=1,060)

■実際の役割分担 (N=885)



理想の役割分担は、すべての項目で「夫婦同程度」が高くなっているね。でも実際は、「主に妻」の割合が高い項目が多いね。役割分担が妻に偏っているわ。



宍粟市では どうして いくの？

宍粟市では、社会環境の変化や宍粟市の現状と課題を踏まえ、男女共同参画社会の形成をさらに促進するため、「第2次宍粟市男女共同参画プラン」を策定しました。性別や年齢にとらわれることなく、だれもがあらゆる分野に参画し、自分らしく生きることのできる地域社会をめざし、取り組みを進めます。

プランの基本理念

～自分が変わる、社会を変える～
一人ひとりを認めあい 支えあうまち しそう

プランの体系



は重点的に取り組む施策です。★は「女性活躍推進計画」としても位置づけます。

基本目標

基本方針

施策の方向



本プランは、「男女共同参画社会基本法」に基づく「男女共同参画計画」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づく「女性活躍推進計画」として位置づけます。

プランの 内容



基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

さまざまな機会を通して広報・啓発活動を行うとともに、男女共同参画を進める教育・学習を推進します。また、メディアにおける性・暴力表現への対応、ドメスティック・バイオレンス(DV)等のあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みを進めます。



基本方針1 男女共同参画社会をめざす啓発活動の推進

施策の方向

- ① 固定的性別役割分担意識の解消と男女共同参画意識の形成
- ② 男性にとっての男女共同参画の推進
- ③ 男女共同参画に関する情報の収集・提供

みんなで取り組もう

- 家庭や地域等における固定的な性別役割分担意識を見直そう
- 男女共同参画に関する講演会等に参加し、男女共同参画に関する理解を深めよう
- 男性にとっての男女共同参画とは何かを考えよう(「男性にとっての男女共同参画コラム」(内閣府男女共同参画局)で検索してみよう)

数値目標 (抜粋)	指 標	基準値	目標値	目標値
		平成30(2018)年度	令和6(2024)年度	令和11(2029)年度
	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に反対の人の割合を増やす	45.2%	62.0%	78.0%

基本方針2 男女共同参画の視点に立った教育の推進

施策の方向

- ① 学校等における教育の充実
- ② 生涯にわたる男女共同参画学習の推進



みんなで取り組もう

- 正しい人権意識や男女平等意識を育み、実践しよう
- 男女共同参画社会の実現に向けた講座や研修会に参加しよう
- 妊娠・出産や生殖に関する正しい知識を身につけよう

数値目標 (抜粋)	指 標	基準値	目標値	目標値
		平成30(2018)年度	令和6(2024)年度	令和11(2029)年度
	男女共同参画に関する講演会や出前講座等の実施回数を増やす	5回	8回	10回

基本方針3 人権を尊重する意識の醸成

施策の方向

- ① 女性の人権、女性への暴力等の問題に対する社会意識の醸成
- ② ドメスティック・バイオレンス(DV)等の防止対策の推進
- ③ 公衆に表示する情報における人権の尊重

みんなで取り組もう

- ODV・デートDVに対する正しい認識をもとう
- 身体的な暴力だけでなく、精神的、性的、経済的、社会的な暴力も個人の尊厳を傷つけるものであることを認識しよう
- 暴力を受けていたら(受けているかもしれないと思ったら)、一人で悩まず相談しよう

数値目標 (抜粋)	指 標	基準値	目標値	目標値
		平成30(2018)年度	令和6(2024)年度	令和11(2029)年度
	配偶者等や恋人から暴力を受けたことがある人のうち、被害を相談した人の割合を増やす	男性:41.2% 女性:50.7%	男性:50.0% 女性:61.0%	男性:58.0% 女性:70.0%

基本目標 Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画を進める社会づくり

あらゆる分野において男女共同参画が図られるよう、意識啓発と環境整備を推進します。また、行政分野における女性の参画を拡大するとともに、企業・事業所等の経済分野、農林漁業分野、自治会等地域活動、防災・復興分野での女性の参画拡大やその働きかけを行います。



基本方針 1 政策・方針決定過程等への女性の参画拡大

施策の方向

- ①行政分野における女性の参画拡大
- ②経済分野における女性の参画拡大
- ③農林漁業分野における女性の参画拡大
- ④地域活動における女性の参画拡大
- ⑤防災・復興分野における女性の参画拡大

みんなで取り組もう

- 市政や地域の活動に関心をもち、積極的に参画しよう
- さまざまな意思決定の場で、性別や年齢にとらわれず、幅広い意見を反映できるように努めよう
- 性別や年齢に関わらず、主体的に地域活動に取り組もう
- 防災について男女双方の視点から取り組もう

数値目標 (抜粋)	指 標	基準値	目標値	
		平成30(2018)年	令和6(2024)年度	令和11(2029)年度
	審議会等への女性の登用割合を増やす	34.8%	38.0%	40.0%以上
	宍粟市役所における女性管理職の割合を増やす	14.1%	18.0%	20.0%
	自治会役員(自治会長または副会長もしくは会計)に女性が就任している自治会の割合を増やす	2.5% (平成30(2018)年度)	5.0%	10.0%

基本目標 Ⅲ いきいきと働きつづけられる環境づくり

雇用における均等な機会及び待遇を確保するため、事業所への働きかけを行います。また、すべての人がワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現できるよう、一人ひとりが自分にあった多様な生き方や働き方を選択できる環境づくりを進めます。

基本方針 1 職場における男女の均等な機会と待遇の確保

施策の方向

- ①職場における男女の均等な機会の確保
- ②ハラスメント防止対策の推進



みんなで取り組もう

- 職場における男女共同参画の推進に関心をもちよう
- 雇用機会や待遇等の男女格差を解消し、男女ともに個人の能力を発揮できる働きやすい職場をつくろう
- 日ごろから、働き方や制度についての情報を積極的に収集するとともに、各種制度の活用を検討しよう

数値目標 (抜粋)	指 標	基準値	目標値	
		平成30(2018)年度	令和6(2024)年度	令和11(2029)年度
	職場において「平等になっている」と感じている人の割合を増やす	20.2%	36.0%	50.0%

基本方針 2 農林業・商工業等自営業における男女共同参画の推進

施策の方向

- ①農林業・商工業等自営業における男女共同参画の推進
- ②女性のチャレンジ支援の推進

みんなで取り組もう

- 家族従業員の就業条件や生活環境を見直そう
- 女性のチャレンジを応援しよう

数値目標 (抜粋)	指 標	基準値	目標値	
		平成28(2016)～30(2018)年度	令和2(2020)～6(2024)年度	令和7(2025)～11(2029)年度
	女性起業家支援による創業件数(女性の起業・経営相談事業等を通じて創業した件数)を増やす	8件	15件	20件

基本方針3 仕事と家庭生活の両立支援



施策の方向

- ①家庭生活における男女共同参画の推進
- ②両立支援の取り組みの推進
- ③ひとり親家庭等への支援の充実



みんなで取り組もう

- 男女が協力して、家事や子育て、介護に関わることができるよう、家庭内で話しあおう
- 家事・子育て等の教室・講習会に、性別に関わらず参加しよう
- 女性の職場復帰や子育てと仕事の両立等に関するセミナーの情報を手に入れ、参加しよう

数値目標 (抜粋)	指 標	基準値 平成30(2018)年度	目標値 令和6(2024)年度	目標値 令和11(2029)年度
	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」ということばの認知度を上げる	29.9%	50.0%	70.0%
	中学生以下の子どもがいる男性のうち、家事・子育てに費やしている時間が1日に2時間以上の割合を増やす	20.4%	23.0%	25.0%

基本目標Ⅳ 安全・安心に暮らせる地域づくり

すべての人が生涯にわたって健康的で豊かな生活を送ることができるよう、性や健康への理解の促進をはじめ、それぞれのライフステージに適した心身の健康づくりを支援します。また、だれもがいきいきと暮らすために、一人ひとりの個性と能力を尊重したうえで、個々の状態に応じたきめ細かな支援を行うとともに、それぞれの能力を発揮することができる環境の整備に努めます。

基本方針1 生涯を通じた健康づくり

施策の方向

- ①妊娠・出産期等における母子保健の推進
- ②生涯にわたる心身の健康の保持増進

みんなで取り組もう

- 互いの身体的性差を十分理解しあい、相手を思いやろう
- 各種健診・検診を受けよう
- 日ごろから体調管理や適度な運動を心がけ、健康づくりに取り組もう



数値目標 (抜粋)	指 標	基準値 平成29(2017)年度	目標値 令和6(2024)年度	目標値 令和11(2029)年度
	子宮頸がん検診受診率を上げる	31.2%	41.0%	50.0%
	乳がん検診受診率を上げる	32.4%	42.0%	50.0%

基本方針2 多様な人々が安心して生活できる環境の整備

施策の方向

- ①多様な性の人々が安心して生活できる環境の整備
- ②高齢者、障がいのある人等が安心して生活できる環境の整備
- ③国際理解の推進と在住外国人への支援の充実

みんなで取り組もう

- 多様な性(LGBT等)についての理解を深めよう
- 高齢者や障がいのある人等を地域全体で支えるという意識をもとう
- 在住外国人とふれあい、交流を深め、お互いの国の文化について理解しよう

数値目標 (抜粋)	指 標	基準値	目標値 令和6(2024)年度	目標値 令和11(2029)年度
	「多様な性(LGBT等)」のことばの認知度(内容を知っている)を上げる	—	50.0%	70.0%

基本目標 V みんなで推進する男女共同参画

プランの推進にあたっては、男女の人権が尊重され、家庭や地域・学校・職場等、あらゆる分野において、市民、事業者、市民団体、教育関係者、行政等が連携し、男女共同参画社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に取り組めます。また、国、県、他自治体とも連携を図りながら、より効果的な男女共同参画の推進に努めます。

基本方針 1 推進体制の整備

施策の方向

- ①庁内推進体制の充実
- ②条例の制定と推進
- ③拠点の整備
- ④市民意識等の把握
- ⑤市民・企業等との協働
- ⑥国・県等関係機関との連携
- ⑦全市的な推進体制づくり



プラン推進の方法

- 市民や事業者、教育機関、地域の活動団体等、多様な主体と連携し、男女共同参画に関する取り組みを推進します
- 取り組みを推進するための体制を整備し、適切な進行管理に努めます
- 基本方針ごとに設定している数値目標で、プランの進捗状況を検証します

数値目標 (抜粋)	指 標	基準値 平成30(2018)年度	目標値 令和6(2024)年度	目標値 令和11(2029)年度
	男女共同参画に関する市職員研修の実施回数を維持する	2回	基準値を維持	基準値を維持
	男女共同参画社会の実現をめざして活動する団体数を増やす	11団体	14団体	17団体

あなたの 男女共同 参画度は？

男女共同参画 チェックシート

あなたの考えにあてはまる記号を右の枠に記入してください。

- : はい
△: どちらともいえない
×: いいえ



家庭

- ①家事や子育て、介護等を、男性(夫、父、息子等)も一緒にするのがいい
- ②夫婦間の暴力は絶対に許されない

地域

- ③自治会長等の役員を女性がしてもいい
- ④男女共同参画は男性にとっても必要である

教育

- ⑤子どもや孫には、性別を気にすることなく、文系・理系を選択し、好きな仕事に就いてほしい
- ⑥女の子が生徒会長や学級委員長になってもいい

仕事

- ⑦外出先で男性にお茶を出されても特に違和感はない
- ⑧身近な男性社員が育児・介護休業(休暇)を取ったら応援する

○: 2点、△: 1点、×: 0点で採点してみましょう。
点数が高いほど、男女共同参画への意識が高いといえます。

点

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりの意識が重要です。
まずは「自分が変わる」ことから始めてみませんか。

第2次宍粟市男女共同参画プラン【概要版】

令和2(2020)年3月発行

〒671-2576 兵庫県宍粟市山崎町鹿沢65番地3(宍粟防災センター2階) TEL/0790-63-0840 FAX/0790-63-0841

発行/宍粟市 編集/宍粟市 まちづくり推進部 人権推進課